

改正

令和 3 年 10 月 21 日 規則第 76 号

令和 4 年 2 月 16 日 規則第 4 号

東大阪市立体育館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市立体育館条例（昭和 42 年東大阪市条例第 75 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第 2 条 東大阪市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の愛称は、東大阪アリーナとする。

(開館時間等)

第 3 条 体育館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、条例第 3 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を延長し、又は短縮することができる。

2 条例第 3 条の 2 第 2 項の許可（以下「個人使用の許可」という。）を行う時間については、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の時間の範囲内で、別に定めることができる。

(休館日)

第 4 条 総合体育館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 1 月から 6 月まで及び 9 月から 12 月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 29 日から 31 日まで

2 東大阪市立東体育館（以下「東体育館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 前項第 2 号に掲げる日

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(専用使用の許可の申請等)

第 5 条 指定管理者は、条例第 3 条第 1 項の許可（以下「専用使用の許可」という。）を抽選又は先着順により行う。

2 専用使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可申請書（様式第 1）を指定管理者に提出しなければならない。

3 前項に規定する申請をすることができる期間は、別表第 1 のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、第 11 条第 1 項第 1 号に該当するとき、又は同項第 2 号から第 5 号までに該当する場合であつて、市長が特に必要と認めた大会事業等を行うときの第 2 項に規定する申請は、前項に規定する受付期間の開始日前においても行うことができる。

5 指定管理者は、専用使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可書（様式第2）を交付する。

6 第2項及び前項の規定にかかわらず、東大阪市スポーツ施設情報システム（以下「情報システム」という。）を利用したときは、専用使用の許可を受けようとする者は第2項に規定する申請書の提出を、指定管理者は前項に規定する許可書の交付をそれぞれ省略することができる。

（専用使用の制限）

第6条 体育館の施設の抽選の申込みをすることができる者は、構成員の過半数が市内に居住し、在勤し、又は在学する者である団体とする。

2 指定管理者は、体育館の施設の抽選申込回数及び先着順使用許可申請回数について制限することができる。

（個人使用の許可の申請書）

第7条 個人使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合体育館個人使用許可申請書（様式第3）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、屋内プールを使用しようとする者は、東大阪市立総合体育館屋内プール個人利用券（様式第4）を提示しなければならない。

2 指定管理者は、個人使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合体育館個人使用許可書（様式第5）を交付する。ただし、屋内プールの個人使用に係る許可にあつては、当該許可書の交付を省略することができる。

（使用期間）

第8条 使用期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（使用中止の届出）

第9条 専用使用の許可を受けた者は、体育館の施設を使用する必要がなくなったときは、速やかに東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書（様式第6）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、専用使用の許可を受けた者が情報システムを利用することにより使用中止の届出をしたときは、同項に規定する届出書の提出を省略することができる。

（附属設備等の使用料）

第10条 条例第6条第4項の使用料は、別表第2のとおりとする。

（使用料の減免）

第11条 条例第7条の規定により体育館の専用使用に係る使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- （1） 指定管理者が自らの事業で市長が認めたものを行う場合 全額
- （2） 市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体又は社会福祉関係団体が、それぞれ社会教育、学校教育又は社会福祉のための事業を行う場合 4割に相当する額
- （3） 市外の社会教育関係団体、学校教育関係団体又は社会福祉関係団体が、市が後援する体育大会を行う場合 4割に相当する額
- （4） 国又は他の地方公共団体が使用する場合 3割に相当する額
- （5） その他市長が特に必要があると認める場合 全額

2 条例第7条の規定により総合体育館の個人使用に係る使用料を減額することができる場

合は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者及びこれらの者の介助者が総合体育館の個人使用を行う場合とし、その額は、当該個人使用に係る使用料の5割に相当する額とする。

- 3 条例第7条の規定により総合体育館の駐車場の使用料を免除することができる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けている者及びこれらの者の介助者が総合体育館の使用のため駐車場を使用する場合とする。
- 4 第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館専用使用料減免申請書（様式第7）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 第2項又は第3項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、身体障害者手帳等を指定管理者に提示し、その確認を受けなければならない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、情報システムを利用することにより使用料の減額又は免除を受けようとする者は、情報システムの利用者登録の申請に併せて、東大阪市スポーツ施設情報システム利用者減免登録申請書（様式第9）を指定管理者に提出しなければならない。
（使用料の還付）

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することができない理由により使用することができなくなった場合 全額
 - (2) 条例第6条第4項に規定する附属設備等の使用料を前納していた場合において、やむを得ない理由により当該附属設備等を使用しなかった場合 全額
 - (3) 第9条の規定による東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書の提出があった場合
次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
ア 施設の使用日前30日までのもの 5割に相当する額
イ 施設の使用日前15日までのもの 2割に相当する額
- 2 前項の規定にかかわらず、総合体育館の屋内プールの使用に係る回数券及び駐車場の使用に係る回数券については、未使用のものにあっては既納の使用料の全額を、使用開始後のものにあっては既納の使用料の額から使用券片数に当該券面額を乗じて得た額を控除した額を還付する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、総合体育館の屋内プールの使用に係る定期券については、使用期間開始前のものに限り、既納の使用料の全額を還付する。
 - 4 前3項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館使用料還付申請書（様式第10）を指定管理者に提出しなければならない。
 - 5 指定管理者は、前項に規定する申請について還付すべき正当な理由があると認めるときは、当該申請者に対し、東大阪市立総合・東体育館使用料還付決定通知書（様式第11）を交付する。

（遵守事項）

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に従うこと。
- (2) 体育館内外の秩序を保つため、必要があるときは、整理員を置くこと。
- (3) 管理上の必要による指定管理者の入場を拒むことはできないこと。
- (4) 体育館の使用を終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならないこと。
- (5) 入館者に対して次条に定める事項を守らせること。

(体育館内の禁止行為)

第14条 体育館では、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を得ないで体育館及びその敷地内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (3) 許可を得ないで、広告すること。
- (4) 建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。
- (5) 危険物、悪臭のある物その他他人の迷惑となるような物を持ち込むこと。
- (6) 許可を得ないで、動植物を持ち込むこと。
- (7) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入館の制限)

第15条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、体育館への入場を拒否し、又は体育館からの退去を命ずることができる。

(設備の許可)

第16条 条例第10条第2項の規定による特別な設備を設け、又は変更しようとするときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置(変更)申請書(様式第12)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、特別な設備の設置又は変更を許可したときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置(変更)許可書(様式第13)を交付する。

(専用使用時間の超過)

第17条 専用使用の時間の超過は、指定管理者が特に必要があると認める場合であつて、管理上支障がないと認めるときに限り、許可することができる。

2 前項の規定により使用時間の超過を許可したときは、別表第3に掲げる超過使用料を徴収するものとする。

(審議会の組織)

第18条 条例第16条に規定する東大阪市立体育館運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市体育団体関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 副市長

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議の特例)

第22条 会長は、特に緊急を要するため審議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより審議会の会議に代えることができる。

(審議会の庶務)

第23条 審議会の庶務は、都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(審議会の運営に関する事項)

第24条 第18条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(細目)

第25条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第18条第2項の規定による委嘱又は任命後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則（令和3年10月21日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月16日規則第4号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式第7、様式第9及び様式第10により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、それぞれ改正後の様式第7、様式第9及び様式第10により作成した用紙として使用することができる。

別表第1（第5条第3項関係）

使用施設	使用区分	抽選申込受付期間	抽選日	当選者使用許可申請受付期間	先着順使用許可申請受付期間
総合体育館	アマチュアスポーツのため の大アリーナ 又は研修室の 全面使用	使用日の2 月前の日の 属する月の 1日から11 日まで	使用日の2月 前の日の属す る月の12日	使用日の2月 前の日の属す る月の13日か ら19日まで	使用日の5月前の日 の属する月の最終土 曜日から使用日の3 月前の日の属する月 の末日まで及び使用

					日の2月前の日の属する月の13日から使用日の前日まで
	アマチュアスポーツのための小アリーナ又は武道場の全面使用	使用日の4月前の日の属する月の1日から11日まで	使用日の4月前の日の属する月の12日	使用日の4月前の日の属する月の13日から19日まで	使用日の4月前の日の属する月の13日から使用日の前日まで
	アマチュアスポーツ以外のための体育館の各施設の全面使用	—	—	—	使用日の3月前の日から使用日の前日まで
	体育館の施設の区分使用	使用日の2月前の日の属する月の1日から11日まで	使用日の2月前の日の属する月の12日	使用日の2月前の日の属する月の13日から19日まで	使用日の2月前の日の属する月の13日から使用日の前日まで
	屋内プールの全面使用	—	—	—	使用日の4月前の日の属する月の1日から2月前の日の属する月の20日まで
東体育館	アマチュアスポーツのための競技場の全面使用	使用日の4月前の日の属する月の1日から11日まで	使用日の4月前の日の属する月の12日	使用日の4月前の日の属する月の13日から19日まで	使用日の4月前の日の属する月の13日から使用日の前日まで
	アマチュアスポーツ以外のための競技場の全面使用	—	—	—	使用日の3月前の日から使用日の前日まで
	競技場以外の施設の使用	—	—	—	使用日の4月前の日から使用日の前日まで

備考 施設の使用が1日を超える場合の先着順による使用許可の申請は、その使用期間（情報システムを利用した場合においては、申請受付期間が到来している期間に限る。）の開始の日を使用日としてこの表を適用する。

別表第2（第10条関係）

（1）総合体育館附属設備使用料

種別	附属設備名	単位	料金	備考
----	-------	----	----	----

スポーツ 器具	ソフトテニス		1 式	400円	
	ハンドボール		1 式	400円	
	バドミントン		1 式	200円	
	バレーボール		1 式	400円	
	ソフトバレーボール		1 式	400円	
	盲人用バレーボール		1 式	200円	
	卓球		1 式	200円	防球ネット付
	盲人用卓球		1 式	100円	防球ネット付
	バスケットボール（固定式・移動式）		1 式	400円	
	柔道畳		73畳以上	4,200円	区分 A
			33畳から72畳まで	2,400円	区分 B
			11畳から32畳まで	1,000円	区分 C
			10畳まで	300円	区分 D
	空手道	得点表示器	1 台	1,000円	
		マット	1 組	500円	
	簡易土俵		1 枚	1,000円	
	綱引き用綱		1 式	500円	
	電光得点表示装置	固定式	1 組	1,000円	
		移動式	1 組	500円	
	得点板		1 台	100円	
	審判台		1 台	100円	
	30秒タイマー		1 組	100円	
	ファウル回数表示盤		1 組	100円	
	体力測定器具		1 式	1,000円	
	ストップウォッチ		1 個	100円	
	応援用太鼓		1 式	500円	
舞台設備	舞台		1 式	5,000円	
	演台		1 台	500円	
	花台		1 式	200円	
	金屏風		1 双	1,500円	
	赤白幕		1 枚	100円	
映写設備	16mm映写機		1 式	1,000円	スクリーン付き
	スライド映写機		1 式	300円	スクリーン付き
	オーバーヘッドプロジェクター		1 式	300円	スクリーン付き
	ビデオプロジェクター		1 式	500円	スクリーン付き

	A Vコントロール卓	1 式	3,000円	ビデオ装置、モニターテレビを含む。
音響設備	コントロール卓（音調室用）	1 台	6,000円	
	サブコントロール卓（ホール用）	1 台	3,000円	
	スピーカー（移動式）	1 組	1,000円	
	マイクロホン（ダイナミック）	1 本	1,000円	マイクロホンスタンドを含む。
	マイクロホン（ハンド型・タ イピン型ワイヤレス）	1 c h	1,500円	
その他	T V・ラジオ中継設備	1 式	20,000円	
	フロアシート	1 枚	100円	
	長机	1 脚	100円	研修室にあるものを除く。
	折りたたみ椅子	1 脚	50円	研修室にあるものを除く。
	移動式黒板	1 面	100円	
	コインロッカー		100円	
	シャワー		100円	
	展示パネル	1 面	100円	

備考

- 1 この表の使用料は、それぞれ午前・午後又は夜間の使用区分をもって1回とする。ただし、コインロッカー及びシャワーについては、1回の使用の料金とする。
- 2 この表の使用料には、看板等の消耗器材費及び特別に必要な人件費は含まない。
- 3 上記の使用料のほか、1回につきその使用人員が600人を超える場合で資材その他を使用するときは、その使用人員300人ごとに1,500円の割合で算出した金額を徴収することができる。
- 4 使用前の準備又は使用後の整理のために専用使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の半額とする。

(2) 東体育館附属設備使用料

種別	附属設備名	単位	料金	備考
スポーツ器具	ソフトテニス	1 式	400円	
	ハンドボール	1 式	400円	
	バドミントン	1 式	200円	
	バレーボール	1 式	400円	
	卓球	1 式	200円	防球ネット付
	バスケットボール（移動式）	1 式	400円	

	柔道畳	73畳以上	4,200円	区分 A
		33畳から72畳まで	2,400円	区分 B
		11畳から32畳まで	1,000円	区分 C
		10畳まで	300円	区分 D
舞台設備	舞台	1 式	5,000円	
	演台	1 台	500円	
音響設備	音響ワゴン	1 台	3,000円	
	スピーカー（移動式）	1 組	1,000円	
	マイクロホン(ダイナミック)	1 本	1,000円	マイクロホンスタンドを含む。
	マイクロホン（ハンド型・タイピン型ワイヤレス）	1 c h	1,500円	
その他	フロアシート	1 枚	100円	
	長机	1 脚	100円	競技場以外の施設にあるものを除く。
	折りたたみ椅子	1 脚	50円	競技場以外の施設にあるものを除く。

備考

- 1 この表の使用料は、それぞれ午前・午後又は夜間の使用区分をもって1回とする。
- 2 この表の使用料には、看板等の消耗器材費及び特別に必要な人件費は含まない。
- 3 上記の使用料のほか、1回につきその使用人員が200人を超える場合で資材その他を使用するときはその使用人員100人ごとに500円の割合で算出した金額を徴収することができる。
- 4 使用前の準備又は使用後の整理のために専用使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の半額とする。

別表第3（第17条第2項関係）

専用使用時間の超過使用料

（1時間につき）

超過して使用する時間帯 使用施設			正午まで	正午から午後5時まで	午後5時以降
総合体育館	大アリーナ	全面	6,500円	7,400円	16,300円
		全面の2分の1	3,300円	3,800円	8,300円
		全面の3分の1	2,200円	2,500円	5,500円
	小アリーナ	全面	1,400円	1,600円	3,500円

	武道場	全面	1,100円	1,300円	2,800円
	屋内プール	全面	30,000円	30,000円	40,000円
		1コースにつき	3,800円	3,800円	5,000円
	研修室	全面	1,400円	1,600円	3,500円
		全面の3分の1	500円	600円	1,300円
東 体 育 館	競技場	全面	2,000円	2,300円	5,000円
	第1研修室	全面	300円	300円	700円
	第2研修室	全面	300円	400円	800円
	第3研修室	全面	300円	300円	600円
	大会議室	全面	600円	800円	1,600円
	中会議室	全面	600円	600円	1,400円
	小会議室	全面	200円	300円	600円
	和室	全面	500円	600円	1,300円
	控室	全面	200円	200円	400円

備考 体育館の施設の超過使用が、条例別表第1備考1の表の使用施設欄の区分に応じ、同表の使用欄に掲げる使用に該当する場合の超過使用料は、この表に掲げる額に、それぞれ条例別表第1備考1の表の加算率欄に定める率（使用欄に定める2以上の使用に該当するときは、それぞれ加算率欄に定められた率を乗じて得た率）を乗じて得た額とする。

様式第 1 （第 5 条第 2 項関係）
東大阪市立総合・東体育館専用使用許可申請書
(あて先)

		申請番号 No.	
住所 (所在地)		申請	年 月 日
法人又は 団体名		許可	年 月 日
ふりがな 氏名 (代表者名)		(注) 太枠の中だけ記入してください。	
生 年 月 日	年 月 日		

次のとおり使用したいので申請します。

使用内容		人員 男女計	責任者	氏名
				電話

使用日				種 別	金 額 (円)
No.	月 日 (曜日)	時 間	使用施設	基 本 料 金	①
1	(/)	～		準 備 ・ 整 理 料 金	②
2	(/)	～		小 計	③
3	(/)	～		土・日・祝日加算 (上記×1.2)	④
4	(/)	～		市外者加算 (上記×1.5)	⑤
5	(/)	～		その他の加算 (上記× 倍)	⑥
				減 免 額	⑦
				差 引	③～⑥－⑦＝⑧
附属設備				冷 暖 房 料 金	⑨
				附 属 設 備 料 金	⑩
確認事項				収 納 額	⑧＋⑨＋⑩＝⑪
該当することをご確認の うえ、□に✓印を記入し てください。 □暴力団の利益になるよ うな使用ではありません。					
				収 納 番 号	No.
				収 納 印	取扱者

様式第2（第5条第5項関係）

東大阪市立総合・東体育館専用使用許可書

		許可番号	No.
住 所 (所在地)		申 請	年 月 日
法 人 又 は 団 体 名		許 可	年 月 日
氏 名 (代表者名)			

次のとおり許可します。

使 用 内 容		人 員 男 女 計	責 任 者	氏 名
				電 話

使用日				種 別	金 額 (円)
No.	月 日 (曜日)	時 間	使用施設	基 本 料 金	①
1	(/)	～		準 備 ・ 整 理 料 金	②
2	(/)	～		小 計	③
3	(/)	～		土・日・祝日加算 (上記×1.2)	④
4	(/)	～		市外者加算 (上記×1.5)	⑤
5	(/)	～		その他の加算 (上記× 倍)	⑥
				減 免 額	⑦
				差 引	③～⑥－⑦＝⑧
				冷 暖 房 料 金	⑨
				附 属 設 備 料 金	⑩
				収 納 額	⑧＋⑨＋⑩＝⑪

注 意

- ・東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則に基づく指示に従ってください。
- ・使用許可の目的以外に体育館を使用しないでください。
- ・この許可書を当日受付に提出し、退場時には必ず受付に連絡してください。

収 納 番 号		No.
収 納 印		取扱者

No. _____

東大阪市立総合体育館個人使用許可申請書

年 月 日

（あて先）

住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日 _____
電 話 _____（ ） _____

次のとおり使用したいので申請します。

なお、使用については東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則を堅く守ります。

使 用 日 時	年 月 日 （ 曜日） 時 分 ～ 時 分
使 用 施 設	
使 用 内 容	
確 認 事 項	該当することをご確認のうえ、□に✓印を記入してください。 □暴力団の利益になるような使用ではありません。

様式第 4 （第 7 条第 1 項関係）
東大阪市立総合体育館屋内プール個人利用券

東大阪市立総合体育館屋内プール

個人利用券

様式第 5 （第 7 条第 2 項関係）

No. _____

東大阪市立総合体育館個人使用許可書

_____様

年 月 日

次のとおり使用を許可します。

使 用 日 時	年 月 日 （ 曜日） 時 分 ～ 時 分
使 用 施 設	

No. _____

東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書

年 月 日

（あて先）

住 所（所在地）_____

法人又は団体名_____

氏 名（代表者）_____

電 話 （ ）_____

次のとおり使用を中止します。

許可を受けた 使用体育館	(1) 総合体育館 (2) 東体育館
許可を受けた 使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分
行 事 名	
許可を受けた 使用施設及び 設 備	
理 由	

様式第 7 (第11条第 4 項関係)

東大阪市立総合・東体育館専用使用料減免申請書

(宛先)

		申請番号	No.
住 所 (所在地)		申 請	年 月 日
法 人 又 は 団 体 名		許 可	年 月 日
氏 名 (代表者名)		(注) 太枠の中だけ記入してください。	

次のとおり東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則に基づき減免を申請します。

使 用 内 容		人 員 男 人 女 人 計 人	責 任 者	氏 名
				電 話

使用日				種 別	金 額 (円)
No.	月 日 (曜日)	時 間	使 用 施 設	基 本 料 金	①
1	(/)	～		準備・整理料金	②
2	(/)	～		小 計	③
3	(/)	～		土・日・祝日加算 (上記×1.2)	④
4	(/)	～		市 外 者 加 算 (上記×1.5)	⑤
5	(/)	～		その他の加算 (上記× 倍)	⑥
				減 免 額	⑦
附 属 設 備				差 引	③～⑥－⑦ ＝⑧
				冷 暖 房 料 金	⑨
				附属設備料金	⑩
減免該当 事 項				収 納 額	⑧＋⑨＋⑩ ＝⑪
東大阪市立体育館条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 号に基づく使用料の(免除・減額)					
減 免 理 由	副 申 者 (所 管 部 局 長) 記 名			収 納 番 号 No.	

様式第 8 削除
様式第 9 (第11条第 6 項関係)

東大阪市スポーツ施設情報システム利用者減免登録申請書									
年 月 日									
(宛先)									
東大阪市スポーツ施設情報システムの利用者減免登録を申請いたします。									
利用者番号									
フリガナ									
団 体 名	個人の場合は記入不要								
フリガナ									
団 体 名	団体の場合は代表者 (男 ・ 女)								
住 所	団体の場合は代表者住所 〒 (電話)								
連 絡 先	勤務先の場合は名称を記入[] (電話)								
減免区分	全 免	5 割減免	4 割減免	3 割減免					

減免該当事項	東大阪市立体育館条例施行規則第 1 1 条第 1 項 号に基づく 使用料の (免除・減額)		
減免理由			減免申請者 (副申者) 氏 名

No. _____

東大阪市立総合・東体育館使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)

住 所 (所在地) _____
法人又は団体名 _____
氏 名 (代表者) _____
電 話 () _____

次のとおり使用料の還付を申請します。

使 用 体 育 館	(1) 総合体育館	(2) 東体育館
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	
使 用 施 設 及 び 設 備		
還付を受けようとする理由		

※下記には記入しないでください。

使 用 料 の 付 還	割	既納額	円	照合者	
		更正額	円	取扱者	
		差 引 還付額	円	取扱者	
領 収 書					
使用料還付金		円を領収しました。			
年 月 日		住所 氏名			

東大阪市立総合・東体育館使用料還付決定通知書

年 月 日

住 所（所在地）_____

法人又は団体名_____

氏 名（代表者）_____ 様

電 話 （ ）_____

次のとおり使用料の還付を決定したので通知します。

使 用 体 育 館	（１） 総合体育館	（２） 東体育館
使 用 日 時	年 月 日 （ 曜日） 時 分 ～ 時 分	
使 用 施 設 及 び 設 備		
還 付 額		

東大阪市立総合・東体育館内部設備設置（変更）申請書

年 月 日

（あて先）

住 所（所在地）_____

法人又は団体名_____

氏 名（代表者）_____

電 話 _____（ ）_____

次のとおり内部設備設置（変更）の許可を申請します。

使 用 体 育 館	(1) 総合体育館		(2) 東体育館	
使用許可番号	第 号		年 月 日	
理由及び内容 (図面添附)				
設 置 期 日	年 月 日	時 分	設 置 責 任 者	
撤 去 期 日	年 月 日	時 分	撤 去 責 任 者	
備 考				
会 場 責 任 者	住 所			
	氏 名		電 話	()

東大阪市立総合・東体育館内部設備設置（変更）許可書

年 月 日

住 所（所在地）
法人又は団体名
氏 名（代表者）様
電 話（ ）

次のとおり内部設備設置（変更）の許可をします。

使用体育館	(1) 総合体育館		(2) 東体育館	
使用許可番号	第 号		年 月 日	
理由及び内容 (図面添付)				
設 置 期 日	年 月 日	時 分	設 置	
	年 月 日	時 分	責任者	
撤 去 期 日	年 月 日	時 分	撤 去	
	年 月 日	時 分	責任者	
備 考				
会 場 責 任 者	住 所			
	氏 名		電話	()

- ※ 1 東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則に基づく指示に従ってください。
- 2 使用許可の目的以外に体育館を使用しないでください。
- 3 設備の作業開始及び撤去完了時には、必ず係員まで届け出てください。
- 4 体育館の施設、設備、備品等を損傷した場合は、直ちに係員に届けてその指示に従ってください。